代理店開拓に関する業務委託契約書

株式会社●●(以下「甲」という)と株式会社アシロ少額短期保険(以下「乙」という)とは、乙が甲に対し、第1条第1項に定める業務を委託するにあたり、次のとおり契約(以下「本契約」という)を締結する。

(委託する業務)

- 第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる業務(以下「本業務」という)を委託し、甲はこれを受託する。
 - (1) 乙の少額短期保険募集代理店として登録する見込みのある候補者(以下「候補者」という)を開拓し、乙に対して紹介する業務。
 - (2) その他前号規定の業務に関連して、特に乙が委託する業務。
- 2. 乙は、前項第1号に定める業務によって甲が乙に対して紹介した候補者について、乙の裁量により、当該候補者に対して連絡を行い、契約交渉等を行うものとする。甲が紹介した候補者について、乙が契約交渉することを乙が拒否した場合であっても、乙は甲及び候補者に対して何らの責任も負わないものとする。

(本業務の遂行)

第2条 甲は、乙の指示に従い、本業務を誠実に遂行するものとする。

- 2.甲は、本業務の遂行にあたり、乙、候補者、甲の紹介により乙の代理店として新規登録した者(以下「本件代理店」という。)、その他第三者の社会的信用、名誉、評判または利益を侵害し、もしくはこれらを損なう行為を行ってはならないものとする。なお、乙は、そのおそれがあると認めた場合、甲に是正を要求できるものとし、甲はこれに従うものとする。
- 3.本業務の遂行にあたる甲の従業員に対する指揮命令、管理監督及び労働関係法令上の責任は全て甲が負うものとし、甲は本業務の遂行にあたる従業員の行為につき、一切の責任を負うものとする。
- 4.甲は、本業務の遂行上、不測の事態が発生したとき、または本業務の遂行に支障を生じるおそれのある問題等を知ったときは、直ちに乙に通知するとともに、本業務の遂行に支障をきたさないよう必要な措置を講ずる。なお、別途乙の指示があった場合には、当該指示に従うものとする。
- 5.甲は、乙から本業務の遂行状況に関する問い合わせ、候補者または本件代理店からのクレームその他異議等 の各種対応依頼があるときは、乙の指示に従い誠意を持って早急に対応するものとする。
- 6.甲は、本業務の遂行に関連して、第三者との間で苦情または訴訟等の問題が発生した場合(以下、総称して「苦情等」という)は、甲の責任と費用をもってこれを解決するものとし、乙は一切責任を負わないものとする。また、甲は、苦情等への対応を乙が行った場合、乙の請求に基づき乙が当該苦情等の対応のために要した費用相当額を乙に対して支払うものとする。
- 7.甲は、本件代理店の顧客または顧客候補となる者に接触するなど、本件代理店が行う保険募集に一切関与してはならないものとする。

(機密の保持)

第3条 甲は、乙の書面による事前の承諾のある場合を除き、本業務遂行上知ることができた乙の機密事項(以下の各号のいずれかに定めるものであることを甲が立証できる場合を除き、以下、「機密情報」という。)を本契約の目的以外に使用し、または第三者に開示・漏洩してはならない。

- (1) 受領前から甲が独自に保有していた情報
- (2) 受領時において公知の情報
- (3) 受領後に甲の帰責事由によらずに公知となった情報
- (4) 受領後に、甲が独自に開発した情報または第三者から秘密保持義務を負うことなく受領した情報
- 2. 甲は、裁判所、行政庁その他の公的機関から機密情報の開示要求を受けた場合、速やかに(法令上可能な限り事前に)乙に対してその事実を通知し、乙が開示要求を争う機会を確保しなければならない。また、当該開示要求に従って機密情報を開示するときも、その守秘性を可能な限り保持するための措置をとるものとする。
- 3. 甲は、甲の役員及び従業員に対しても同様の守秘義務を負わせ、違反しないように厳重に管理監督するものとする。
- 4. 甲は、本業務を遂行するために必要な範囲を超えて、機密情報を記載した書面その他の記録媒体等を複製してはならないものとする。また、複製物についても本条の定めに従って取り扱うものとする。
- 5. 甲は、本契約期間中はもとより、終了原因を問わず、本契約が終了した後も本条に定める義務を負うものとする。

(個人情報の保護)

第4条 甲及び乙は、甲が本業務を遂行するにあたり知り得た個人情報(当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレスその他の情報により個人を識別できるもの等をいう。)の取扱いに関して、別紙②「個人情報保護に関する規定」の定めを遵守するものとする。

(業務委託手数料)

- 第5条 乙は、甲の本業務遂行の対価として、別紙①に定める対価を、本契約末尾記載の甲指定の金融機関口座に振込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。
- 2. 甲は、前項の金融機関口座を変更しようとする場合、乙に対し予め相当の期間を設けて書面にて通知するものとする。
- 3. 乙は、甲による本業務の遂行状況その他諸般の事情を勘案し、甲と協議のうえ、対価額を改定することができるものとし、甲は、乙の申入れがあった場合は当該協議を誠実に行うものとする。

(費用負担)

第6条 甲が本業務を行うにあたって要する費用は、乙の事前の書面(電子メールを含む。)による承諾を得た場合を除き、甲の負担とする。

(善管注意義務・法令等遵守義務)

第7条 甲は、本契約の定めるところにより、善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行し、保険業法その他本業務に関連する法令及び乙が本業務遂行のために定める諸規定を遵守しなければならない。

(文書等保管義務)

第8条 甲は、本業務遂行にあたって、本業務に関連した書類ならびに乙より受領した資料等(以下「文書等」という)について善良なる管理者の注意をもって保管し、乙の書面による事前の承諾のある場合を除き、本契約の目的以外に使用してはならない。

(業務の状況の報告義務)

- 第9条 甲は、乙及び乙の認めた者の請求があるときは、本業務の状況を報告しなければならない。
- 2. 乙は、監督官庁もしくは乙の認めた者の請求があるときは、甲の本業務の状況を報告することができる。
- 3.甲は、本契約の解約その他の事由により本契約が終了した場合、本契約終了時における本業務の状況を乙に報告しなければならない。

(業務の再委託禁止)

第10条 甲は、乙の書面による事前の承諾を得ない限り、第三者に対して本業務の再委託を行ってはならないものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第11条 甲は、乙の書面による事前の承諾を得ない限り、本契約により生じる一切の権利義務の全部または一部を譲渡し、担保に供する等、第三者の権利の目的としてはならないものする。

(内部監査)

第12条 乙は、適正な本業務運営の確保を図るため、必要がある場合、乙に事前に通知の上、甲に対する監査 を行うことができるものとし、甲はこれに全面的に協力するものとする。

(契約の解約・解除)

- 第13条 甲及び乙は、解約を希望する日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知することによって、本契約を解約することができる。
- 2. 前項の規定にかかわらず、甲または乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相手方はいつでも予告なしに、この契約を解除することができる。
 - (1) 甲または甲の役員もしくは従業員が公序良俗に反するような行為をしたとき。
 - (2) 甲が第2条第7項その他本契約の条項(別紙②を含む)に違反したとき、または違反したと乙が判断したとき (3) 甲または甲の役員もしくは従業員が、保険募集に係わる法令に違反したとき。
 - (4) 前三号の他本契約により委託された本業務の適切な遂行に支障が生じるおそれがあると乙が判断する事由が生じたとき。
 - (5)関係法令に抵触し、または、監督官庁等からの指示、指導、勧告もしくは立ち入りを受けたとき、または、その具体的なおそれがあるとき。
 - (6) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てを受け、または、受けることが明白であると き。
 - (7)破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始を自ら申し立て、または、第三者から申し立てられたとき。
 - (8) 支払停止もしくは振出した手形、小切手等が不渡りとなったとき、または、手形交換所から不渡り処分を受けたとき。
 - (9) 営業停止または営業許可取消等の処分を受けたとき。
 - (10)解散決議をしたとき。
 - (11)株主構成または経営主体等の一部もしくは全部に重大な変更があったとき。

(12) その他本契約を継続することが不可能ないし著しく困難な合理的事情があるとき。

(反社会勢力の排除)

- 第14条 甲及び乙は、互いの相手方に対し、自らまたは自社の取締役、監査役その他執行役員等職務遂行に 関して重要な地位にある従業員ら(以下、総称して「役員等」という)が以下の各号のいずれにも該当しないこと 及び以下の各号の個人または団体から如何なる出資も受けていないことを表明して、確約する。
 - (1) 暴力団。
 - (2) 暴力団の構成員(準構成員を含む。以下同じ)。
 - (3) 暴力団関係企業または暴力団若しくは暴力団の構成員が出資若しくは業務執行に関して重要な地位に就いている団体。
 - (4) 総会屋、社会運動標榜ゴロその他社会的勢力に該当するもの。
 - (5) 特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当する団体またはその構成員。
 - (6) その他前各号に準ずるもの。
- 2. 甲及び乙は、互いに相手方に対し、自らまたは自社の役員等若しくはその他第三者を利用して、以下の各号に該当する行為を行わないことを表明して、確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
- 3. 甲及び乙は、相手方が前二項の表明事項に違反していた場合または相手方が上記の表明事項に違反する事態になったと判断した場合は、何ら通知・催告なく本契約を解除することができる。これらの場合、甲及び乙は、自己の違反により、相手方から本契約を解除されることに異議を述べないこと及びこれにより相手方が被った損害を賠償することを互いに確約するものとする。

(契約終了後の措置等)

第15条 理由のいかんを問わず本契約が終了した場合は、甲は乙に属する物品・書類を遅滞なく乙に引き渡すとともに、甲が乙より交付をうけている乙の所有物件を遅滞なく乙に返還しなければならない。

- 2.甲は、本契約終了後、本業務その他第三者が甲を乙と本契約関係にあると誤認しまたは誤認するおそれのある行為をしてはならないものとする。
- 3. 乙は、甲に対し、本契約の終了に関して、逸失利益・営業補填・損害賠償・損失補償等、名目の如何を問わず 一切の損害賠償責任を負わないものとする。
- 4. 本契約終了後も、本条、第2条第6項、第3条、第4条、第9条3項、第11条、第15条、第16条、第18条、 第19条及び第20条の規定の効力は存続するものとする。

(損害の賠償及び債務の弁済)

第16条 甲は、本契約の定めに違反して、乙に損害を与えた場合には、逸失利益を含む損害(合理的な範囲の弁護士費用を含む)を全額賠償しなければならないものとする。

(契約の有効期間)

第17条 本契約の有効期間は、●年●月●日までとし、期間満了日の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から何ら申し出がないときには、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(相殺)

第18条 乙は、双方の債務の弁済期の到来の前後にかかわりなく、本契約にかかわらず、甲が乙に対して負担する一切の金銭債務と乙が甲に対して負担する一切の金銭債務とを、対当額にて相殺することができるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本契約に基づく訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(信義誠実の原則)

第20条 本契約に規定なき事項及び本契約の解釈に疑義を生じた場合には、甲乙信義誠実を旨とし両者協議の上解決にあたるものとする。

上記契約成立の証として本契約書2通を作成し、甲及び乙の各権限を有する者による記名捺印の上、各

自1通を保有するものとする。なお、当事者が別途合意した場合、以上の内容の合意を書面によらず電磁的方法により締結することとし、その証として、当事者間で記名捺印に代わる電磁的処理を施した電磁的記録を作成の上、各自保管するものとする。

締結日:2024年 月 日 甲:

乙:愛知県名古屋市中区丸の内三丁目8番10号 株式会社アシロ少額短期保険 代表取締役 山田 亮一

■甲指定の金融機関口座

金融機関名:	支店名:	
口座種別:	口座番号:	
口座名義(カナ):		
口座名義:		

別紙①(第5条関連)

①	支払条件	(1)対象期間 本件代理店の代理店登録が完了した日の翌月1日から3カ月間 (2)カウント定義 上記(1)の対象期間内に本件代理店の媒介により成立した保険契 約(対象期間内の不備や未成立は対象外)を対象とする。
2	対価	上記①支払条件中の(1)対象期間及び(2)カウント定義に該当する保険契約について、契約プラン種別により1件当たり以下の金額とし、乙は甲に対し、その合計額を支払うものとする。 スタンタ・ト・プ・ラン:個人5,000円(税別)/法人1万円(税別) プ・レミアムプ・ラン:個人1万円(税別)/法人2万円(税別)
3	支払期日	上記①(1)対象期間の最終月の末日締め、翌月末日払い
4	返金(戻入)条件	原則として設けないものとする。 ただし、上記①支払い条件に該当した保険契約について、契約締結日から6ヶ月以内において、未成立または中途解約となる契約が多数発生した場合には乙の判断により、甲に対し、支払済みの対価について、全額返金(戻入)を求めることがあるものとする。

別紙②【個人情報保護に関する規定】

第1条(目的)

個人情報保護に関する規定(以下「本規定」という。)は、甲及び乙が「個人情報の保護に関する法律」(平成15年 法律第57号。平成17年4月1日施行。以下「個人情報保護法」という。)等の関係法令を遵守し、個人情報の安全 管理のために必要かつ適切な措置を講じ、個人情報の適切な保護を図ることを目的とする。

第2条(個人情報保護ガイドライン等の遵守)

甲及び乙は、個人情報の重要性を認識し、各自個人情報の取扱にあたっては、個人情報保護法並びにこれに 関連する経済産業分野におけるガイドライン並びに電気通信事業分野におけるガイドライン等を遵守するものと する。

第3条(目的外利用の禁止)

甲及び乙は、本契約の目的を達するために相手方から提供された個人情報について、当該目的のみに利用するものとし、それ以外の目的に利用(加工、複写、複製等を含む。)してはならないものとする。

第4条(安全管理措置)

甲及び乙は、相手方から提供された個人情報を厳格に管理し、不正なアクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、技術面及び組織面において合理的な安全対策措置を講ずるものとする。安全対策措置には、甲及び乙の事務所のPC端末にWinny等のファイル交換ソフトがインストールされていないことの確認を含むものとする。

第5条(秘密保持)

- 1. 甲及び乙は、相手方から提供を受ける個人情報にアクセスできる者(以下「アクセス者」という。)を限定し、 それ以外の者にアクセスまたは利用させてはならないものとする。また、甲及び乙はアクセス者の個人情報へのアクセスの一切を記録しておくものとする。
- 2. 甲及び乙は、個人情報のアクセス者に対して、個人情報の取扱について情報管理研修を行い、あらかじめ個人情報への不正なアクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等を行わないことを十分認識させるものとする。

第6条(個人情報の変換、廃棄)

- 1. 甲及び乙は、相手方から提供された個人情報について、本契約の目的を達した場合、または相手方が指示した場合は、相手方の指示に従い、個人情報を返還、破棄または消去するものとする。また、個人情報を出力した媒体または複製物がある場合も同様とする。
- 2. 甲または乙が、前項に基づき、当該個人情報を破棄または消去した場合は、相手方に対し、その事実を証明する書面をただちに提出するものとする。

第7条(報告)

- 1. 甲は、個人情報の利用・管理状況について、乙より求められたときは、乙に報告するものとする。
- 2. 甲は、本規定に違反して個人情報が本契約の履行以外の目的に利用され、または第三者に開示・漏洩されたことが判明した場合は、ただちに甲に書面(電子メールを含む。)にて報告するとともに、乙の指示に従い個人からの苦情対応等、責任をもって行うものとし、乙に何ら迷惑をかけないものとする。また、甲は自ら当該対応を行った場合、速やかに個人からの苦情の内容及び対応等の内容を乙に報告するものとする。
- 3. 乙は、本規定の履行状況に疑義が生じた場合、甲に通知することにより、本契約が履行されている甲の事務所等の立入り調査を甲が相当と認める方法にて行うことができるものとする。
- 4. 甲は、第2項の場合、速やかに再発防止策を策定して実施するとともに、乙にその内容を速やかに報告し、かつその実施の経過報告をしなければならないものとする。
- 5. 乙は、甲によって個人情報の安全管理の措置が講じられていることその他乙が本条を遵守していることを 確認するために甲が任意に選任する適切な第三者に監査をさせることができ、甲はこれに協力するものと する。

第8条(開示·訂正·利用停止等)

甲または乙が相手方から提供された個人情報に関し、当該本人からの開示、訂正、利用停止の申出または当該本人から苦情、問合せを受けた場合、その他これに関連した事故が発生した場合または発生する恐れがある場合は、甲乙協議により決定した手続に従い対応するものとする。

第9条(本規定違反時の措置)

1. 甲が本規定に違反した場合には、乙は、本契約の取引及び本業務の停止等の処分を実施することがで

- きるとともに、本契約の全部もしくは一部を、何らの催告を要することなくただちに解除することができるものとする。
- 2. 甲は、本規定の違反により乙に損害が生じた場合、前項に基づき本契約が解除されたか否かにかかわらず、本規定違反の事案が生じた時点から遡って6ヶ月間に甲が本契約に基づき乙より受取った全ての対価と同等額を甲からの請求後ただちに支払うものとする。ただし、乙の被った損害額がこれを超えるときは、別途乙が請求する損害賠償額を乙の指定する方法にて支払うものとする。

第10条(存続条項)

本契約が終了した場合でも、本規定第2条乃至第6条、第8条乃至本条の規定については、効力を失わず存続するものとする。